

家内労働における危険有害業務

災害防止対策ガイドブック



家内労働者の安全と健康の確保は、委託者の責務です。

毎年、危険有害業務においてヒヤリハットや労働災害が発生しています。工作機械に手を挟んだり、有機溶剤を用いた作業で中毒を引き起こしたりして、家内労働者が被災しています。

危険有害業務は、重大な災害につながる可能性がある非常に危険なものです。しかしながら、家内労働における危険有害業務の実態調査によると、委託者・家内労働者ともに、業務の危険有害性と、家内労働法上の安全衛生措置およびその他の災害防止対策について十分な認識を持たず、必ずしも積極的に災害防止に取り組んでいないことが明らかになりました。

このような危険有害業務における労働災害を防止するため、本ガイドブックは、平成25年度から実施している「厚生労働省委託事業 危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査」における訪問調査およびアンケート調査を基に、危険有害業務に従事する家内労働者の方の自主的な安全衛生推進のための方策等を取りまとめたものです。

この中には、皆さんが委託する危険有害業務がどの程度危険であるのか、作業別にヒヤリハット事例、災害事例などを提示しました。また、委託者として求められる措置や災害防止の取組みなども紹介しています。

本ガイドブックをご活用頂き、危険有害業務におけるヒヤリハットや労働災害の防止にお役立て頂ければ幸いです。

【表紙解説】危険有害性を表す絵表示(GHS)

GHSは化学品の危険有害性を一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベル等に反映させ、災害防止や人の健康や環境の保護に役立てるためのシステムであり、次の絵表示は世界共通の絵表示です。



火薬類
自己反応性化学品
有機過酸化物



可燃性・引火性ガス、可燃性・引火性エアゾール
引火性液体、可燃性固体、自己反応性化学品
自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化学品、
水反応可燃性化学品、有機過酸化物



支燃性・酸化性ガス
酸化性液体
酸化性固体



高圧ガス



急性毒性、
皮膚腐食性・刺激性、
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性、
皮膚感作性、
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)



急性毒性



金属腐食性物質
皮膚腐食性・刺激性、
眼に対する重篤な
損傷・眼刺激性



呼吸器感作性、
生殖細胞変異原性、
発がん性、生殖毒性、
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)、
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)、
吸引性呼吸器有害性



水性環境有害性

	対象業種	危険有害作業	掲載頁
①プレス機械、研削盤等を使用する作業	金属製品製造、金属洋食器製造、プラスチック製品製造、皮革製品製造(靴・靴等)、刃物製造、汎用内燃機関製造、給水栓製造など	プレス機、研削盤、シャー、旋盤、ボール盤、フライス盤、バフ盤、型付け機、型打ち機など	P6
②有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業	皮革製品製造(靴・靴等)、人形製造、木製品製造、印刷など	接着、塗装、洗浄、拭き上げなど	P8
③織機や工業用ミシン等を使用する作業	織物製造、編み物製造、衣料品製造、皮革製品製造(靴・靴等)など	織機、編み機、工業用ミシン、裁断機、合・撚糸機など	P10
④粉じんを発散する作業	い草製造、ガラス製造、炭素製品製造、皮革製品製造(靴・靴等)、金属食器製造、刃物製造など	土石、岩石、鉱物、金属、炭素など	P12
⑤鉛または鉛化合物を使用する作業	電気機械配線部品製造、車両用電気配線部品製造、陶磁器の製造、刃物製造など	はんだ付け、ウレタン皮膜の除去、鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付け、鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉、施釉・絵付けを行ったものの焼成・焼入れなど	P14
⑥木工機械を使用する作業	家具製造、人形製造、木製品製造など	丸のこ盤、手押しかな盤、面取り盤、木工サンダー、バンドソーなど	P16
⑦その他の危険有害業務	がん具花火製造、輸送用機械器具・部品製造、電子・電気部品製造、金属製品製造、プラスチック製品製造、照明器具製造など	火薬類を使用する作業、ハンドプレス、ハンドドリル、ハンマー、スパナ・レンチ、ヤスリ、電気溶接、ガス溶接など	P18
家内労働法	家内労働法、家内労働者とは、委託者とは		P4
取組事例紹介	取組事例紹介		P20
健康診断	有機溶剤健康診断、じん肺健康診断、鉛健康診断、定期健康診断、有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置		P22
ポイント解説	労働保険特別加入制度、家内労働手帳、危険物一覧		P23
相談窓口一覧	都道府県労働局問い合わせ先一覧		P24

家内労働法で定められた事項が 守られているかどうか点検し、 家内労働者の安全と健康の確保に努めましょう。

家内労働法に定められたことを守ることが 労働災害を防ぐ第一歩です。

家内労働法※とは、家内労働者の労働条件の向上を図り、家内労働者の生活の安定に資するため、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置など、家内労働者に関する最も基本的な事項について定めた法律です。なかでも安全及び衛生の確保については、災害を防止するために必要な措置をとらなければならないと定められており、違反すると処罰の対象となります。

※家内労働法「安全および衛生に関する措置（法第17条）」

このガイドブックを参考にして、家内労働法で定められた事項を守り、家内労働者の安全と健康の確保に努めましょう。

家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は、家内労働者自らが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということとはできませんが、委託者が、委託業務に関して一定の機械器具または原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、これらによる危害を防止するため、委託者が「家内労働法施行規則」で定める安全・衛生措置を講じなければなりません。

■家内労働者とは？

自宅などを作業場として、製造・加工業者、問屋などの業者から委託を受け、原材料などの提供を受けて、一人もしくは同居の家族とともに、物品の製造や加工などを行い、その労働の対価として工賃を受け取っている人のことをいいます。

※家内労働者と一緒に住んでいる家族（親族）で、家内労働者の仕事を手伝っている人のことを「補助者」といいます。

	注文主は？	仕事内容は？	原材料は？	収入は？	作業者は？
家内労働者とは 右の1～5の すべてに該当する人	1 製造・加工業者、 販売業者 （問屋など）、 請負業者	2 物品の製造 及び加工など	3 発注者から 提供を 受けている	4 物品の製造・ 加工の賃金	5 自分自身、もしくは 同居の家族 （他人を使用してい ないこと）
右の6～10の 1つでも該当すれば 家内労働者ではない	6 一般家庭など	セールス、 運送など	自分で調達する	9 製品の売上げ	10 常に他人を 使用している

■委託者とは？

製造・加工業者、販売業者（問屋など）やこれらの請負業者（請負的仲介人を含む）で、原材料などを家内労働者に提供し、物品の製造や加工などを直接委託している人のことをいいます。

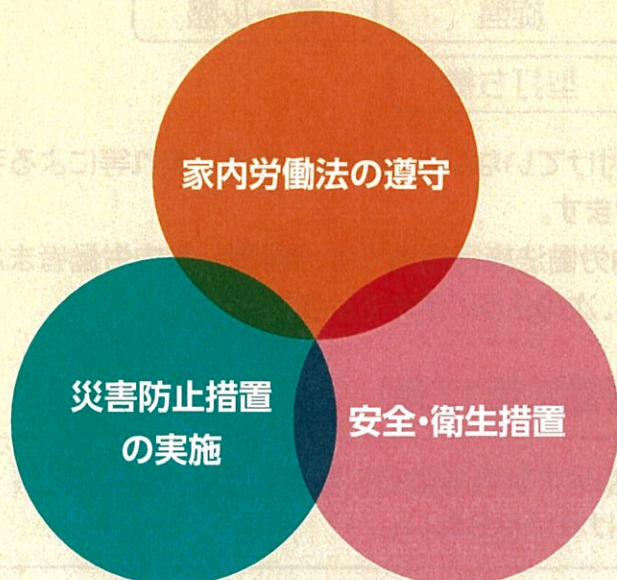
※運送業者や建築業者は委託者とはなりません。

※直接家内労働者に委託せず、委託者に委託したり、下請企業に委託する場合は、委託者とはなりません。

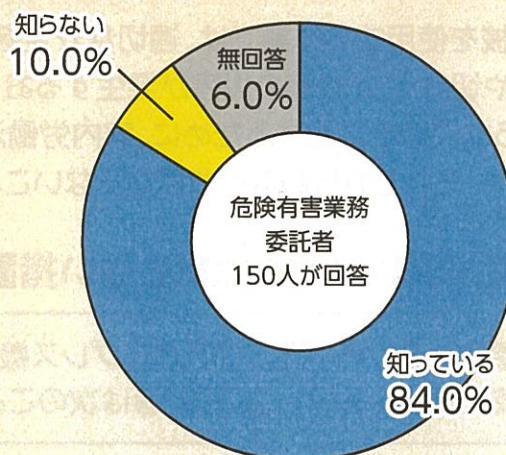
多くの委託者が、安全・衛生措置不足が災害・傷病の原因となると認識していますが、なかには必要な措置を講じていない委託者もいるようです。また、ほとんどの家内労働者は、「家内労働法」の内容についてご存じないのが実態です。

本ガイドブックの内容を参考に、適切な安全・衛生措置を講じましょう。

災害防止の3原則

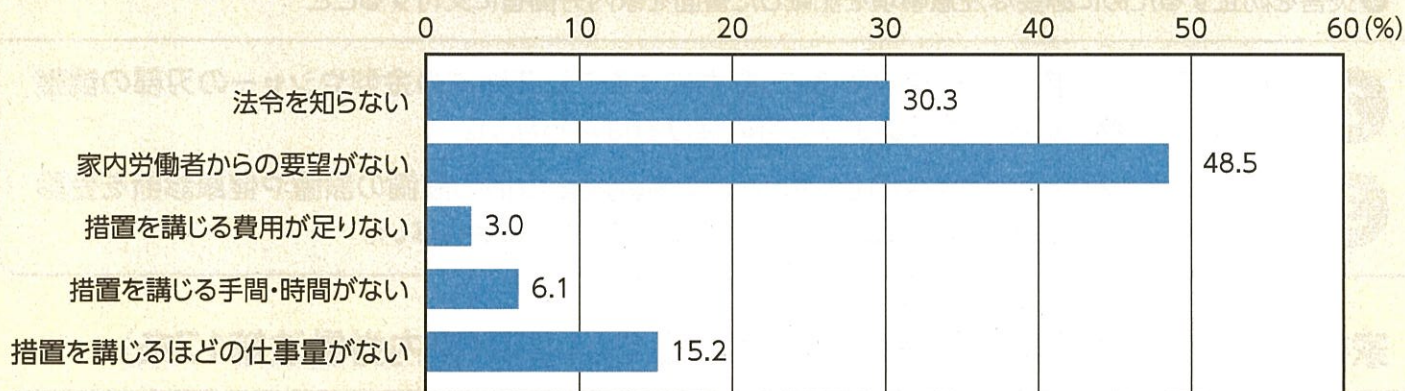


安全・衛生措置不足が災害・疾病の原因となることの認識状況

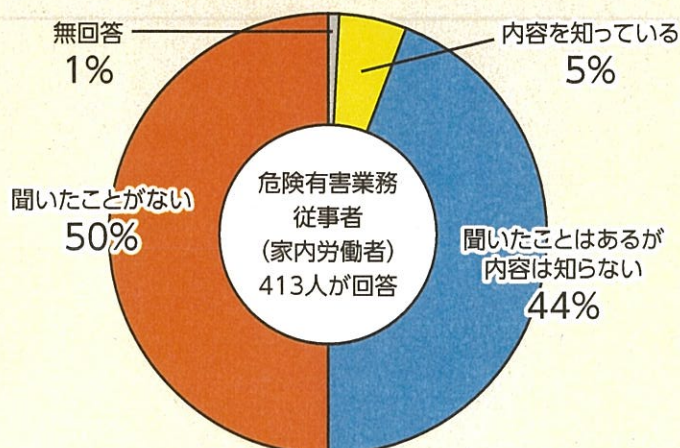


安全・衛生措置を講じていない理由

(危険有害業務への安全・衛生措置非実施者33人が回答)



危険有害業務に従事する家内労働者の「家内労働法」の認知状況



平成27年度厚生労働省委託事業
「危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査」より

① プレス機械、研削盤等を使用する作業



工作機械に起因する労働災害の多くは、
安全対策が不十分だったことで生じています。

プレス機

研削盤

シャー

旋盤

ボール盤

フライス盤

バフ盤

型付け機

型打ち機

工作機械を使用する作業では、適切な安全装置を取り付けていないと、挟まれ・巻き込まれ等による手指の切断や切れ・こすれ等の災害が発生するおそれがあります。

このような災害を防止するために、家内労働法及び家内労働法施行規則では、委託者、家内労働者または補助者が、それぞれ行わなければならないことについて、次のように定めています。

委託者が講じなければならない措置(家内労働法第17条)

1 委託している業務に関して、プレス機械や研削盤等を家内労働者に譲渡したり、貸与や提供をしたりする場合に、委託者は次のことを行わなければならない。

- ① 動力プレス機械、研削盤や研削といしが、構造規格に適合しているか確認すること
- ② プレス機械には、検定に合格した安全装置を取り付けること
- ③ 作業者に危険を及ぼすおそれのある部分には、囲い、覆いを設ける等、必要な防護措置を講じること
- ④ 災害を防止するために必要な注意事項を記載した書面を家内労働者に交付すること

2 満18才未満の家内労働者や補助者に、動力によるプレス機械の金型やシャーの刃部の調整や、掃除の業務に従事させないように努めなければならない。

3 家内労働者や補助者が、災害防止のために安全装置その他の設備の設置や健康診断を受診しようとするときは、必要な援助を行うように努めなければならない。

家内労働者及び補助者が守らなければならない事項(家内労働法第17条)

- ① 委託者から災害防止のために交付された書面を掲示し、注意事項を守ること
- ② 満18才未満の者は、動力プレス機械の金型やシャーの刃部の調整や掃除をしないようにすること
- ③ 委託者以外の者から入手した機械には、必要な防護措置を講じること

災害事例・ヒヤリハット事例と対策

ハンドグラインダの 砥石が割れ足元に飛来

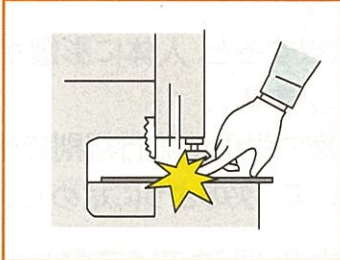


ハンドグラインダで研磨作業中、砥石が割れて飛来し、ケガをした。

【対策】

作業前の点検(砥石のヒビ・かけ砥石の取付け状況、試運転など)

シャーリングマシンで 指の先を切断した

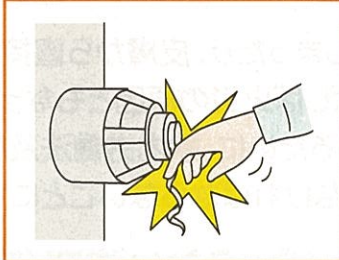


足踏み切断機でハンドバッグ用金具の加工中、指の先を切断した。

【対策】

安全装置の装着
安全装置を解除しない

旋盤についた切り粉に 素手で触れ指をケガした

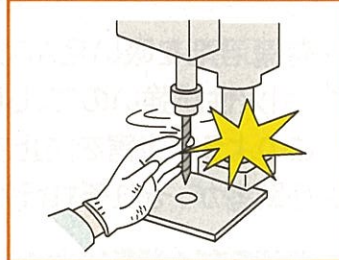


切り粉を取り除こうと素手で切り粉を引っ張った際に、切り粉で指を切創した。

【対策】

保護手袋の着用

ボール盤に軍手を 巻き込まれてケガをした



穴開け作業中、ボール盤に軍手を巻き込まれ、手を負傷した。

【対策】

機械が動いている時は、手袋を着用しない

動力糊付機のローラーに 毛髪が絡まった



ローラーに髪の毛が絡まったが、すぐに機械を停止させたので大事に至らなかった。

【対策】

髪を束ねる、帽子を着用する

バフ研磨作業中に部品が 顔に当たってケガをした



バフの回転に負けて手に持った部品を落とし、それが跳ね返って顔面に当たりケガをした。

【対策】

治具の使用

フットプレス(蹴飛ばし)に 手を挟まれそうになった



フットプレス機を使用中に右手を挟まれそうになった。

【対策】

ペダルにカバー装着
専用治具の使用

キリ粉が飛散し 眼に入りそうになった



卓上型ボール盤で作業中、キリ粉が顔の方に飛散して眼に入りそうになった。

【対策】

保護メガネの着用

災害を防止するために

定期的に家内労働者を訪問して、作業環境を確認しましょう!

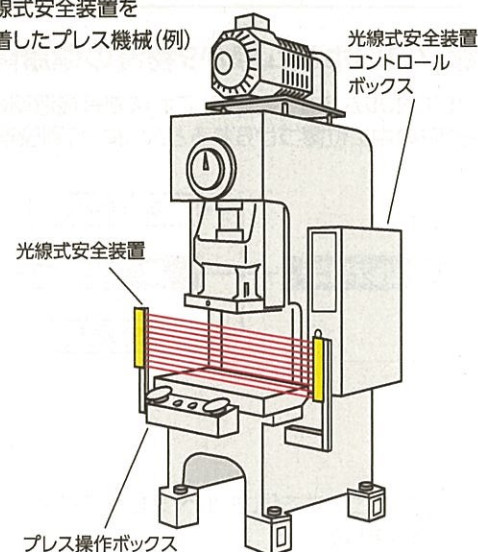
Check

委託者が交付した災害防止に関する書面が作業場に掲示してあるか?

プレス機械、研削盤等を譲渡・貸与する時は、 安全装置を取り付けましょう!

- ① 長物の連続打ち抜き作業には、最終端で手が金型部に入らないようにするためのガードを取り付けること
- ② 足踏式のプレスにはペダルカバーをつけること
- ③ 粉じんが出るところでは、局所排気装置を設置、または防じんマスクを使用して作業を行うこと

光線式安全装置を
装着したプレス機械(例)



② 有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業



蒸発しやすく、燃えやすく、毒性がある
有機溶剤の取扱いには特に注意が必要です。

接着

塗装

洗浄

拭き上げ

有機溶剤を吸い込んでしまったり、皮膚から直接吸収すると、人体に影響が現れることがあります。また、引火性が強いので、しばしば火災の原因ともなっています。

このような災害を防止するために、家内労働法及び家内労働法施行規則では、委託者、家内労働者または補助者が、それぞれ行わなければならないことについて、次のように定めています。

委託者が講じなければならない措置(家内労働法第17条)

1 委託している業務において使用する有機溶剤等を家内労働者に譲渡したり、提供する場合は、委託者は次のことを行わなければならない。

- ① 有機溶剤中毒と引火による火災を予防するために必要な事項を記載した書面を家内労働者に交付しなければならない。
- ② 有機溶剤等が漏れたり、蒸気が発散したりすることがない容器を使い、その見やすい所に有機溶剤等の名称と、取扱いにあたっての注意事項も記載しなければならない。

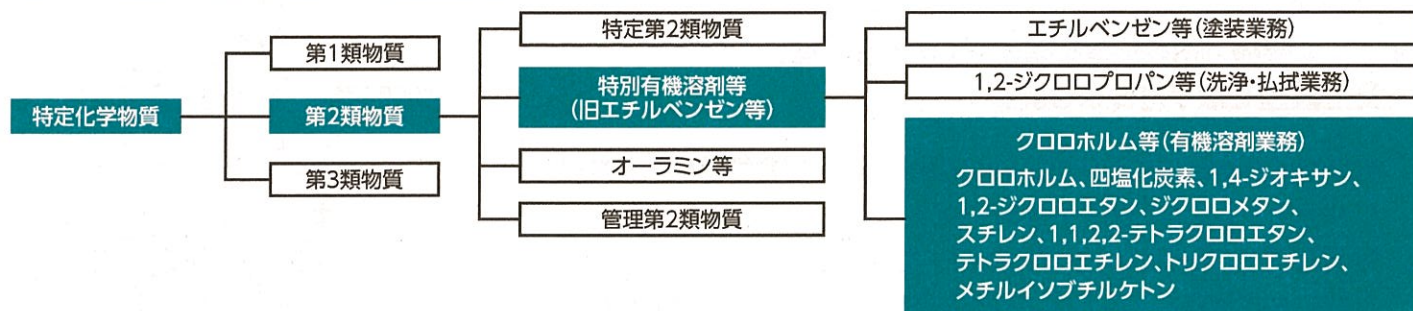
2 有機溶剤の作業をする人が有機溶剤中毒と引火による火災を防止するための設備を設置しようとしたり、健康診断を受診しようとするときには、必要な援助をするように努めなければならない。

家内労働者及び補助者が守らなければならない事項(家内労働法第17条)

- ① 委託者から災害防止のために交付された書面を掲示し、注意事項を守ること
- ② 有機溶剤等を委託者以外から入手した場合は、適切な容器を使うこと
- ③ 屋内作業時は、国家検定に合格した有機ガス用の防毒マスクを使用すること
- ④ 有機溶剤等を火に近づけたり、注いだり、ふたをししないで放置したりしないこと

■クロロホルムほか9物質の健康障害防止対策

クロロホルムほか9物質は、これまで有機溶剤の中に位置づけられていましたが、平成26年より、特定化学物質の第2類物質の「特別有機溶剤等」の中に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。



あわせて、これまで「エチルベンゼン等」として分類されていたエチルベンゼン等、1,2-ジクロロプロパン等も「特別有機溶剤等」の中に位置づけられました。

災害事例と対策

シンナーで部品洗浄中 有機溶剤中毒になった



換気扇のある部屋でシンナーを用いて部品を脱脂洗浄後、気分が悪くなり歩行困難になった。

【対策】
局所排気装置の取付け
防毒マスクの使用(国家検定合格品)

有機溶剤を使用後 身体がだるくなった



有機溶剤を用いた作業について1か月ほどしてから、身体がだるくなり、顔面や頸部等に紅斑が出た。

【対策】
局所排気装置の取付け
防毒マスクの使用(国家検定合格品)

有機溶剤が手に付着して 接触性皮膚炎に



皮革製品の接着作業中、有機溶剤が手に付着し、手が腫れ、発熱した。

【対策】
不浸透性手袋の使用

有機溶剤に長期間従事し 肝機能障害に



長期間、換気装置のない部屋で業務を行っていた。特殊健康診断で肝機能の異常を指摘された。

【対策】
局所排気装置の取付け
防毒マスクの使用(国家検定合格品)

作業場の清掃中に クリーナーの蒸気を吸引



繊維用のしみ抜き剤で作業場を清掃作業中、有機溶剤中毒になった。

【対策】
全体換気
防毒マスクの使用(国家検定合格品)



災害を防止するために

定期的に家内労働者を訪問して、作業環境を確認しましょう!

Check

▶ 委託者が交付した災害防止に関する書面が作業場に掲示してあるか?

家内労働者が健康診断を受診しようとする時は、必要な援助に努めましょう!

防毒マスクは国家検定に合格したものを使用するように指導しましょう!

③ 織機や工業用ミシン等を使用する作業



動力で駆動する機械による災害を防止するには、
危険を及ぼす部分に防護措置を講じることが大切です。

織機

編み機

工業用ミシン

裁断機

合・撚糸機械

織機を使用する作業では、シャトルの飛び出しや回転部、クランク状の可動部が露出しているためケガを負うリスクがあります。また、ホコリ等の吸入による呼吸器障害、機械の騒音による難聴、長時間同じ姿勢で作業することによる疲労等が起こる可能性もあります。

このような災害を防止するために、家内労働法及び家内労働法施行規則では、委託者、家内労働者または補助者が、それぞれ行わなければならないことについて、次のように定めています。

委託者が講じなければならない措置(家内労働法第17条)

1 委託している業務に関して、動力で駆動する機械を家内労働者に譲渡したり、貸与や提供したりする場合に、委託者は次のことを行わなければならない。

- ① 機械の原動機、回転軸、歯車、プーリ、ベルト、シャフトの止め具等で巻き込まれたり、かみ込まれる等、作業者に危険を及ぼすおそれのある部分には、囲い、覆い等の防護措置を講じること
- ② 災害を防止するために必要な注意事項を記載した書面を家内労働者に交付すること

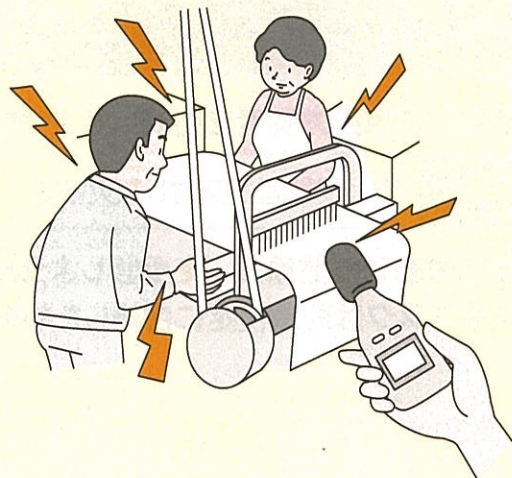
2 家内労働者や補助者が、災害防止のために安全装置その他の設備を設置しようとするときは、必要な援助を行うように努めなければならない。

家内労働者及び補助者が守らなければならない事項(家内労働法第17条)

- ① 委託者から災害防止のために交付された書面を掲示し、注意事項を守ること
- ② 委託者以外の者から入手した機械には、必要な防護措置を講じること

■作業場の騒音について考えよう!

織機を使用する作業場には、常に動力機械による騒音があります。騒音の中で作業を続けると慢性的な難聴を引き起こす可能性があります。「騒音傷害防止のためのガイドライン」で防音保護具の使用が求められる基準値(85dB)を超える91.2dBの作業場もありました(平成26年度調査)。定期的に作業場の騒音レベルを測定し、基準値を超えている場合は耳せんの使用をすすめるなど、適切な騒音対策を行うよう指導しましょう!



災害事例・ヒヤリハット事例と対策

自動編み機に
手を巻き込まれた



編み機内部にこびり付いたホコリを取るため、ボックスの扉を開いて手を入れたところ、巻き込まれた。

【対策】

機械を停止させてから行う
安全装置を稼働させておく

シャトルが飛び出して
壁に当たった



シャトルが飛び出して壁に当たり、はね返りで体にぶつかった。

【対策】

シャトルカバーの取付け

編み機に絡んだ糸を
取ろうとして指を負傷した



糸が編み機に絡んだので取り除いている最中に、誤って運転ペダルに足がかかり、指を挟んで骨折した。

【対策】

機械を停止させてから行う
安全装置を稼働させておく

小さい子供が動力ベルトに
触れないか心配している



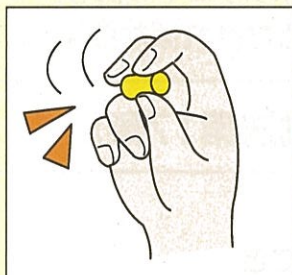
小さい子供がいるので、動力ミシンのベルト部分に手を入れてケガをしないか心配している。

【対策】

ベルトカバーの取付け

■耳せんの正しい装着方法

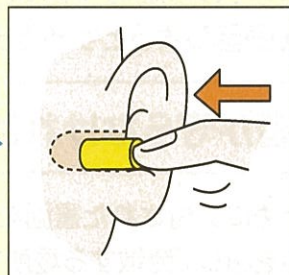
耳せんは、正しく装着しなければ、遮音性が低下します。
家内労働者が正しく装着できるように指導しましょう。



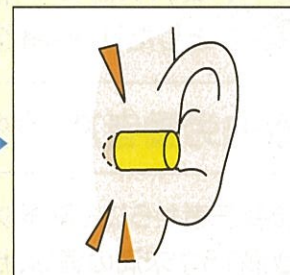
装着前に耳栓を押し潰して小さくする



耳を上方および外側にひっぱり、耳せんを押し込む



耳せんを奥までしっかり挿入する



耳せんが膨張するまで、そのままにしておく

災害を防止するために

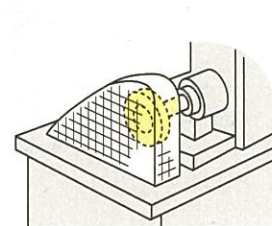
定期的に家内労働者を訪問して、作業環境を確認しましょう!

Check

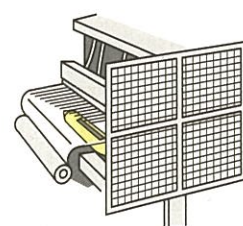
▶ 委託者が交付した災害防止に関する書面が作業場に掲示してあるか?

安全対策を実施して災害を未然に防ぎましょう!

- ① 原動機、回転軸、プーリ、ベルト等、作業者に危険を及ぼす部分には、覆いや囲い等の防護措置を講じているか?
- ② シャトルを有する織機には、シャトルガードを取り付けてあるか?



ベルトや回転軸等のカバー例



シャトルガードの設置例

④ 粉じんを発散する作業



粉じんを長期間吸入し続けると、
じん肺という病気になることがあります。

土石

岩石

鉱物

金属

炭素

研削盤(グラインダ)やバフ盤で金属等を研磨したり、陶磁器を作るために陶土を粉碎・混合したりする作業では、金属や砥石、陶土などから細かい粉じんが発散します。このような粉じんを長期間吸入すると、肺の組織が硬くなって弾力性を失い「じん肺」および「じん肺合併症」など呼吸器系疾患を発症するおそれがあります。

粉じん作業の安全性を確保するため、家内労働法及び家内労働法施行規則では、委託者、家内労働者または補助者が、それぞれ行わなければならないことについて、次のように定めています。

委託者が講じなければならない措置(家内労働法第17条)

- 1 委託している業務において、粉じんを発散する原材料を家内労働者に提供している場合は、じん肺を予防するために必要な注意事項を記載した書面を家内労働者に交付しなければならない。
- 2 満18才未満の家内労働者や補助者が、粉じんを著しく発散する場所において、業務に従事することとなるような委託をしないように努めなければならない。
- 3 家内労働者や補助者が、じん肺の予防のために、局所排気装置やその他の設備を設置しようとしたり、健康診断を受診しようとするときは、必要な援助を行うよう努めなければならない。

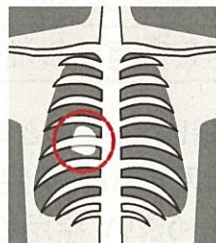
家内労働者及び補助者が守らなければならない事項(家内労働法第17条)

- ① 委託者からじん肺予防のために交付された書面を掲示し、注意事項を守ること
- ② 満18才未満の者は、粉じんを著しく発散する場所で業務に従事しないように努めること
- ③ 屋内作業場で、研磨材を使用して動力により研磨する業務では、局所排気装置または粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備を設けるよう努めること
- ④ 局所排気装置等がないときは、国家検定に合格した防じんマスクを使用すること



災害事例と対策

長年にわたる金属加工でじん肺を発症



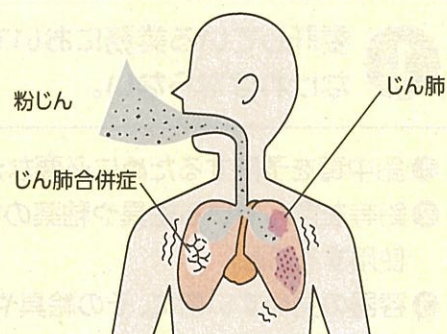
長年にわたりグラインダをはじめ複数の機械を使用して金具の加工業務に従事、じん肺健康診断でじん肺と診断された。

【対策】

集じん装置の取付け、防じんマスクの使用(国家検定合格品)

■じん肺とは？

鉱物、金属、研磨材等の粉じんを吸入すると、比較的粒子の大きなものは鼻孔や気管支等に付着して「たん」となって体外に排出されますが、微細な粉じんは肺の奥深くの肺胞にまで入り込み、そこに沈着します。これらの粉じんを吸い続けると、肺内では線維増殖が起こり、肺が硬くなって呼吸が困難になります。これがじん肺です。じん肺の初期にはほとんど症状がありませんが、病気が進んでくると呼吸器症状が出てきます。じん肺に見られる最も多い症状は咳、痰、喘鳴、息切れです。



粉じん作業の注意点

- ① 局所排気装置等を設置する
- ② 防じんマスクを使用する(国家検定合格品)
- ③ 真空掃除機で定期的に清掃する
- ④ 水をまくなどして粉じんの発生を抑える
- ⑤ ビニールカーテン等で間仕切りをする
- ⑥ 風上で作業を行う
- ⑦ 定期的にじん肺健診を受診する

災害を防止するために

■定期的に家内労働者を訪問して、作業環境を確認しましょう！

Check1

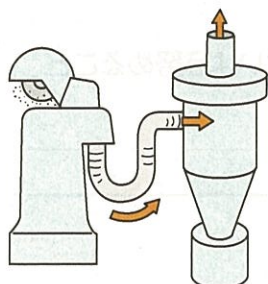
▶ 委託者が交付した災害防止に関する書面が作業場に掲示してあるか？

Check2

▶ 局所排気装置等を設置しているか？

■家内労働者がじん肺健康診断を受ける際には、必要な援助に努めましょう！

■局所排気(集じん)装置の種類と仕組み



集じん機付きグラインダ(例)

局所排気(集じん)装置とは、ファンを稼働させることにより、有害物質を局所排気フードから吸い込み、ダクトで搬送し、屋外へ排気する換気装置です。効率良く排気(集じん)するために、できるだけ吸い込み口の近くで作業しましょう。また換気扇もあわせて使用すると効果的です。

⑤ 鉛または鉛化合物を使用する作業



鉛や鉛化合物が体内に吸収されると、
鉛中毒になることがあります。

はんだ付け

鉛化合物を含有する製品の切断・溶断等

刃物製造における鉛を使用した焼入れ

鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉、焼成

鉛や鉛化合物は、粉じんや蒸気を吸入したり、皮膚に付着したりすると体内に吸収され、その量が多くなると鉛中毒になることがあります。一度に多量の鉛を吸入すると、手足の麻痺、せん痛、顔面蒼白、嘔吐、下痢を起こします。少量を長期間吸収し続けると、頭痛、めまい、手足の感覚障害、造血器障害等の症状が現れます。

このような災害を防止するために、家内労働法及び家内労働法施行規則では、委託者、家内労働者または補助者が、それぞれ行わなければならないことについて、次のように定めています。

委託者が講じなければならない措置(家内労働法第17条)

1 委託している業務において、鉛等を家内労働者に譲渡し、提供する場合には、次のことを行わなければならない。

- ① 鉛中毒を予防するために必要な注意事項を記載した書面を家内労働者に交付すること
- ② 鉛等を含んでいる絵具や釉薬の容器は、その絵具や釉薬が漏れたり、発散したりするおそれのない容器を使用すること
- ③ 容器の見やすい所に、その絵具や釉薬の名称と取扱い上の注意事項を表示すること

2 女性及び満18才未満の家内労働者または補助者が、鉛等の蒸気や粉じんを発散する場所で業務に従事することとなるような委託はしないように努めなければならない。

3 家内労働者または補助者が、鉛中毒の予防のために、局所排気装置その他の設備を設置しようしたり、健康診断を受診しようとするときには、必要な援助を行うよう努めなければならない。

家内労働者及び補助者が守らなければならない事項(家内労働法第17条)

- ① 委託者から鉛中毒予防のために交付された書面を掲示し、注意事項を守ること
- ② 鉛等を委託者以外から入手した場合は、適切な容器を使用し、小分けにして使用する場合は、容器の見やすい場所に名称と注意事項を表示すること
- ③ 女性及び満18才未満の者は、鉛等の蒸気や粉じんを発散する場所で業務に従事しないよう努めること
- ④ 屋内作業場で鉛等を取り扱う業務では、局所排気装置等を設置するよう努めること
- ⑤ 局所排気装置等がないときは、国家検定に合格した防じんマスクを使用すること

災害事例と対策

高速回転砥石切断機による鉛ヒュームで慢性鉛中毒



鉛を含有する鋳物部品の切断・研磨に長年従事、腹痛で受診したところ慢性鉛中毒と診断された。

【対策】

局所排気装置の取付け
防じんマスクの使用(国家検定合格品)

含鉛塗料が塗布された鋼材の溶断で鉛中毒



含鉛塗料が塗布された鋼材のガス溶断後、数日間体調不調が続き受診、急性鉛中毒と診断された。

【対策】

局所排気装置の取付け
防じんマスクの使用(国家検定合格品)

ハンダ作業で慢性鉛中毒に



換気が不十分な作業場でハンダ作業に従事、血液検査で慢性鉛中毒と診断された。

【対策】

全体換気
局所排気装置の取付け

陶磁器上絵付作業で鉛含有絵具を経口摂取



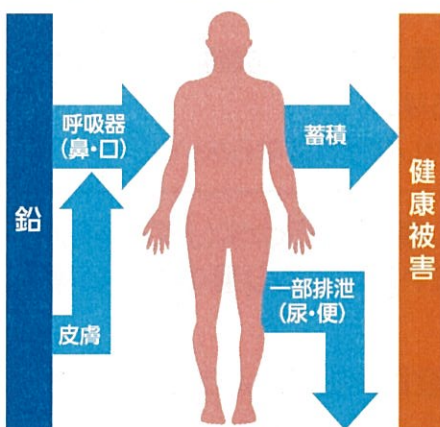
鉛健康診断を受け、鉛中毒と診断された。経口摂取の影響が大きいと指摘された。

【対策】

手洗い、全体換気

鉛を安全に取り扱うために

鉛の人体への吸収は、経口摂取や吸引摂取が大部分です。皮膚からの直接吸収はほとんどありません。鉛に直接触れたら十分に手を洗うよう指導しましょう!



鉛に触れたら手を良く洗う



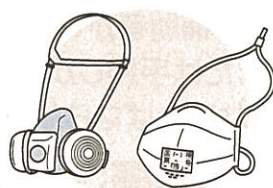
爪を短く切る
爪を噛まない



乳幼児がいる場合は誤飲に注意



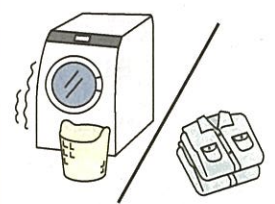
防じんマスクを使用する
(国家検定合格品)



作業着を着たまま生活空間に入らない



作業服と他の洗濯物を区別して洗う



災害を防止するために

定期的に家内労働者を訪問して、作業環境を確認しましょう!

Check1

▶ 委託者が交付した災害防止に関する書面が作業場に掲示してあるか?

Check2

▶ 鉛健康診断を受診しているか?

家内労働者が鉛健康診断を受診する時は、必要な援助に努めましょう!

⑥ 木工機械を使用する作業



刃物で木材を加工する木工機械による災害を防止するには
防護措置を設けて刃部に接触しないことが大切です。

丸のご盤

手押しかな盤

面取り盤

バンドソー

木工サンダー

機械で木材を加工する作業は、刃物を使うことが多いので危険を伴います。機械の刃部に接触をして手や指を切断する等の災害が発生するおそれがあります。また、刃部に引っかかって反ぱつした木材が飛来して体に当たって大ケガをすることもあります。

このような災害を防止するために、家内労働法及び家内労働法施行規則では、委託者、家内労働者または補助者が、それぞれ行わなければならないことについて、次のように定めています。

委託者が講じなければならない措置(家内労働法第17条)

1 委託している業務に関して、木工機械を家内労働者に譲渡したり、貸与や提供をしたりする場合に、委託者は次のことを行わなければならない。

- ① 木材加工用丸のご盤には、割刃その他の反ぱつ予防装置を取り付けなければならない。
- ② 木材加工用の丸のご盤には、刃の接触予防装置を取り付けなければならない。
- ③ 手押しかな盤には、刃の接触予防装置を取り付けなければならない。
- ④ 接触予防装置については、それぞれの構造規格に適合していることを確認しなければならない。
- ⑤ 手押しかな盤の刃物取付け部が丸胴であることを確認しなければならない。
- ⑥ 木工機械の原動力、回転軸、歯車、プーリ、ベルト、シャフトの止め具等で巻き込まれたり、かみ込まれたりする等、作業者に危険を及ぼすおそれがある部分には、囲いまたは覆いを設ける等、必要な防護措置を講じなければならない。
- ⑦ 面取り盤には、刃の接触予防装置を取り付けなければならない。作業の性質上、接触予防装置を取り付けることが困難な場合には、工具を譲渡し、貸与し、または提供しなければならない。
- ⑧ 災害を防止するために必要な注意事項を記載した書面を家内労働者に交付しなければならない。

2 女性および満18才未満の家内労働者および補助者が、丸のこの直径が25cm以上の木材加工用の丸のご盤に木材を送給する業務、または手押しかな盤や単軸面取り盤の取扱い業務に従事するような委託をしないよう努めなければならない。

3 家内労働者や補助者が、災害防止のために安全装置、その他の設備を設置しようとするときは、必要な援助を行うように努めなければならない。

家内労働者及び補助者が守らなければならない事項(家内労働法第17条)

- ① 委託者から災害防止のために交付された書面を掲示し、注意事項を守ること
- ② 女性および満18才未満の家内労働者および補助者が、丸のこの直径が25cm以上の木材加工用の丸のご盤に木材を送給する業務、または手押しかな盤や単軸面取り盤の取扱い業務に従事しないよう努めること
- ③ 委託者以外の者から入手した機械には、必要な防護措置を講じること

災害事例・ヒヤリハット事例と対策

原木を切断中 可搬型の丸のこ盤で切創



小さなイスの隅に腰掛けて材木を切断中に、可搬型丸のこ盤が反発して切創を負い大ケガをした。

【対策】
不安定な姿勢で作業をしない
刃の接触予防装置の取付け

手押しかな盤で作業中 材料が跳ねて被災



かな盤に材料を挿入したとき、押さえ板と材料が同時に跳ね上がり作業者に当たった。

【対策】
反ばつ防止装置の取付け

キリ粉が飛散して 眼に入った



ベルトサンダーで材木を加工中、キリ粉が顔の方に飛散して眼に入った。

【対策】
保護メガネを使用する

丸のこ盤の刃に 手が触れそうになった



丸のこ盤を使用中、手で木材を押してしまい、危うく手が刃に接触しそうになった。

【対策】
安全カバーの取付け

丸のこ盤で木材板を切断中 指を切断しそうになった



切断中の板が上下にあおり出したので、板を押さえたとき左手の小指が刃部に接触してケガをした。

【対策】
安全カバーの取付け

小型チェーンソーにタオルが 巻き込まれそうになった



小型チェーンソーで引き割作業中、首に巻いていたタオルがたれ下がりチェーンに巻き込まれそうになった。

【対策】
適切な服装で作業を行う



災害を防止するために

定期的に家内労働者を訪問して、作業環境を確認しましょう！

Check1

▶ 委託者が交付した災害防止に関する書面が作業場に掲示してあるか？

Check2

▶ 安全装置を取り外したり、位置をずらして作業をしていないか？

Check2

▶ 機械始動時に、板くず等がのこ刃、その他刃物のそばに散乱していないか？

安全対策を実施して災害を未然に防ぎましょう！

- ① 安全装置を取り外したり、位置をずらして作業をしていないか？
- ② 機械始動時に、板くず等がのこ刃、その他刃物のそばに散乱していないか？

⑦ その他の危険有害業務

火薬類を使用する作業

がん具花火の製造

- 完成したがん具花火を袋詰めして流通できる状態にする作業
- 完成したがん具花火を、台紙の所定位置にセロテープで貼り付ける作業
- 火薬詰めされた花火を、土台となる紙筒にはめ込む作業

家内労働者に伝えること

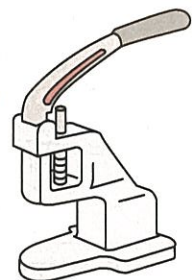
- 作業場の近くに火鉢・ストーブ・マッチ・ライター等を置かないこと
- 喫煙している人を近づけないこと
- 消火器または水を入れたバケツを必ず近くに置いておくこと
- 花火は、摩擦や衝撃に充分注意すること
- 花火のくずが出来たときは、捨てたり燃やしたりせず、必ず回収すること
- 作業場に子供や部外者を入れないこと
- 手元に置く花火は、なるべく少なくすること
- 仕事をしないときは、花火を安全な場所に置くこと



その他の危険有害作業

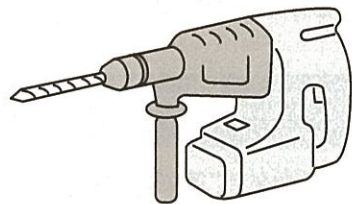
■ハンドプレスの取扱い

- ナットの緩め・締め込みにはスパナ(レンチ)を使用すること
- 被加工物の下にゴム板等を敷くこと
- 必要に応じて、クランプで本体を机にしっかりと固定して使用すること



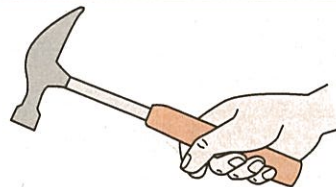
■ハンドドリルの取扱い

- 漏電ブレーカーを設置・使用すること
- 被加工物が小物の場合、治具かバイスに固定して作業すること
- 安定した姿勢で作業をすること
- 孔をあける前に必ずポンチを打ち、加工の際は材質や形状に応じて押しつける力を調整して作業をすること
- 不必要に長い電源コードは使用しないこと
- 使用していないときは、電源を切ること



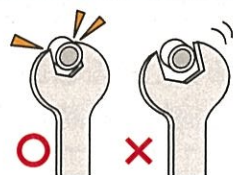
■ハンマーの取扱い

- 手袋を使わず、素手で扱うこと
- 自分の体力にあった重さのものを使用すること
- 対象物から破片が飛び散る可能性のある場合は保護メガネを使用すること



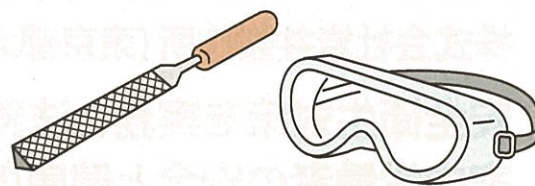
■スパナ(レンチ)の取扱い

- ナットサイズに合ったものを使用すること
- 握り部に油等が付着していない状態で使用すること



■ヤスリの取扱い

- ヤスリを柄によくとたたき込んで使用すること
- 保護メガネを使用すること



■電気溶接の注意点

- 溶接作業は、特別な訓練を受けた者以外は行わないこと
- 作業をする際には、適切な保護具(保護メガネ、保護面、防じんマスク)を使用すること
- ケーブルその他のすべての接続部分は確実に締め付けること
- 通電接合部は、絶縁テープ等で確実に絶縁すること
- 巻線部等に溜まったほこりは、乾燥した圧縮空気で吹き飛ばすこと



■ガス溶接の注意点

- 溶接作業は、有資格者または熟練者以外は行わないこと
- 作業をする際には、防じんマスクや保護メガネなどを使用すること
- 作業にかかる前に、酸素・ガス調整器の調子を確認すること
- ガスホースと吹管がしっかり接続されているか確認すること
- 吹管の点火にあたっては、調整器の圧力を被加工物の厚みに合わせて調整すること
- 熱した材料や火花等に触れないこと(ガス導管にも要注意)
- ボンベの口金からのガス漏れには、石けん水を使用すること(油類の使用は厳禁)
- 作業場所に可燃物、爆発物がないかよく確認すること



災害を防止するために

■定期的に家内労働者を訪問して、作業環境を確認しましょう!

- ① 操作は十分に指導を受けてから使用させること
- ② 起動直前に、必ず自分で周囲を確認するよう指示すること
- ③ 機械の変調(音・煙・臭気・熱・振動等)や異常を感じたと家内労働者から連絡があったときは、直ちに機械を停止するよう指示し、メーカー等に連絡すること
- ④ 機械の掃除・修理・点検・注油等は機械の運転を中止し、スイッチを切った後に行うよう指示すること
- ⑤ 歯車・ベルト・シャフト・砥石等の回転部分には覆いをする
- ⑥ 惰力で動いている機械を、手足や工具等で無理に止めないよう指示すること
- ⑦ 停電のときは、必ず電源スイッチを切るよう指示すること
- ⑧ 回転中の機械の上を越して、反対側に手を伸ばさないよう指示すること
- ⑨ 作業が終了したら十分に点検を行い、機械の各部を停止位置に戻すよう指示すること
- ⑩ 作業時の服装等に注意すること(スリッパ・サンダル厳禁、袖口、帽子等)
- ⑪ 常に作業場の整理整頓を心がけるよう指示すること

株式会社岩井製作所(東京都大田区)

安全衛生対策を実務と法務の両面から検証し 家内労働者の安全と健康の確保に取り組む

大手建設機械メーカーのエンジン部品を製造している岩井製作所では、有機溶剤を使用して部品にゴムを接着する作業を家内労働者に委託しています。

同社では年2回、業務の発注元である大手建設機械メーカーによる安全パトロールが行われており、安全衛生管理体制は構築されています。それでも「第三者に上手に業務の説明や安全指導が出来るか心配でした」と岩井専務は当時を振り返ります。「特定化学物質障害予防規則改正の通知が来たとき、家内労働者に対してどのように対応すべきかを労働基準監督署に相談したんです。その時、丁寧に指導してくれたので、以来「法的」な観点からも家内労働者の安全衛生対策を確認するようになりました。現在の対策が完全なものかどうか分かりませんが、つねにレベルアップできるように努力していこうと思っています」。そうした考えは家内労働者の皆さんにも伝わっているはずです。同社で労働災害が起こっていない理由は、きっとそこにあるのでしょう。



岩井製作所は、昭和36年に専務・岩井隆英氏(写真)の祖父が起業しました。従業員25名。10名の家内労働者に業務を委託しています。部品の配達と完成品の引き取りを兼ねて、週に1回、専務自ら家内労働者の自宅を訪ねています。作業の説明や指導、スケジュール確認などをしていると、1件あたり30分ほどかかってしまうそうです。



家内労働者には、金属のパーツに接着材を塗布し、ゴムを貼り合わせる作業を委託しています。指の感覚で微妙なズレを修正し、適切な力で圧着しなければならない大変手間のかかる作業です。(写真は社員による実演)

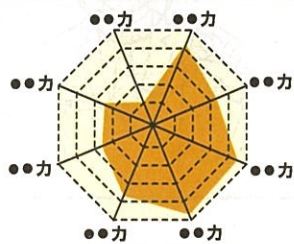


家内労働者には、防毒マスク、フィルター、手袋、有機溶剤、塗布用の筆、拭取用のウェスと作業台をセットで渡しています。有機溶剤の容器には溶剤の名称を記載し、キャップを色分けしてあります。



作業の内容と流れが一目でわかるように、写真を使ったオリジナルの指導書や注意書きなどを独自に作成し、家内労働者に配布しています。もちろん、家内労働手帳も交付しています。

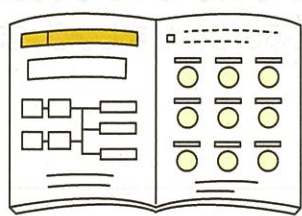
評価をチャート化
能力に応じて業務発注



年齢・病気の有無・作業能力などによって家内労働者の能力評価をチャート化して、無理のない委託をするよう心がけている。

【金属製品製造・委託者】

社員と同様の指導書を
家内労働者に配布



家内労働者向けに、社員と同様の見やすい作業指導書を交付して、安全衛生に注意するよう指導を行っている。

【電機部品製造・委託者】

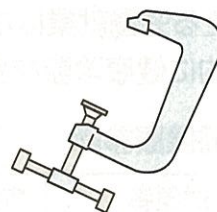
表彰制度を導入し
家内労働者に金一封



災害防止に関する適切な取組みを行い、かつ1年間事故がなかった家内労働者を表彰し、金一封を出すようにしている。

【皮革製品製造・委託者】

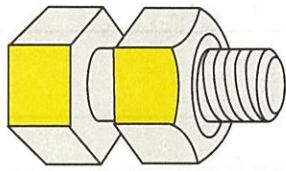
機械と共に
治具も提供している



作業中のケガを防止するために、機械と共に治具も提供している。

【金属製品製造・委託者】

ナットの1面を着色し
視覚的に固定確認を可能に



ナットの固定不足でバフが外れることがあったので、ナットの上に来る部分を着色し視覚的に固定を確認できるようにした。

【金属製品製造・委託者】

注意事項を記載した
保存容器を提供している



家内労働者に支給している接着用の有機溶剤保管容器に、取扱い上の注意を記載したラベルを貼っている。

【プラスチック製品加工・委託者】

作業安全講習会を
開催している



家内労働者に来社してもらい、社内で技術向上、安全衛生に関する講習会を開催している。

【繊維製品製造・委託者】

作業前に必ず
ラジオ体操をしている



ケガを防止するために、作業前に必ずラジオ体操をして、身体をほぐしてから仕事に取りかかるようにしている。

【被服製造・家内労働者】

指さし確認を
行っている



機械を使用する前、使用した後は必ず指先確認で安全チェックを行うようにしている。

【金属製品製造・家内労働者】

作業を始める前に
掃除をしている



作業を始める前に全員で掃除し、安全を確認してから作業に取りかかるようにしている。

【布製品製造・家内労働者】

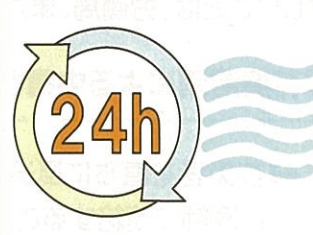
ケガをしないように
手元を明るくしている



ミシン針や刃物でケガをしないように、手元をライトで明るくして作業をしている。

【衣類縫製・家内労働者】

健康のために
24時間換気を導入



作業場にニオイがこもりがちだったので、24時間換気システムを導入した。

【ゴム製品加工・家内労働者】

家内労働者は誰からも就業時間を管理されませんが、長時間就業を続けると、健康を害したり、相互間の過当競争による弊害を招くおそれがあります。長時間にわたる労働就業はなるべく避け、適度な休憩時間をとるようにしましょう。また、定期的に健康診断を受け、健康管理に努めましょう。



■定期健康診断

対象者	家内労働者全般
実施時期	1年以内ごとに1回、定期
主な健診項目	業務の経歴の調査・既往歴・自他覚症状・血圧・貧血・肝機能・血液・尿・心電図

■特殊健康診断

(1)有機溶剤健康診断

対象者	第1種有機溶剤使用者、第2種有機溶剤使用者、第3種有機溶剤使用者(タンク内作業のみ)
実施時期	業務委託開始時、およびその後6か月ごとに1回、定期
主な健診項目	[基本項目]業務の経歴の調査・既往歴・自他覚症状・尿中蛋白 [指定の有機溶剤による検査項目追加] 尿中代謝物・貧血・肝機能・眼底

(2)じん肺健康診断

対象者	じん肺にかかるおそれのある作業に従事する労働者
実施時期	業務委託開始時、定期は1年又は3年以内ごとに1回(じん肺管理区分により変わる)
主な健診項目	業務の経歴の調査・既往歴・自他覚症状・胸部X線直接撮影 (必要な場合は肺機能検査・結核精密検査・肺結核以外の合併症に関する検査等)

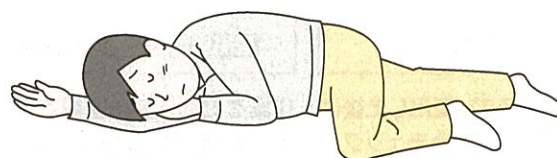
(3)鉛健康診断

対象者	鉛または鉛化合物の種類と鉛業務によって規定されており、該当する業務に常時従事する労働者
実施時期	業務委託開始時、およびその後6か月ごとに1回、定期
主な健診項目	業務の経歴の調査・既往歴・自他覚症状・血中鉛・尿中デルタアミノレブリン酸

詳しいことは、労働局、または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

■有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

- ①被災者を直ちに風通しのよい場所に移し、速やかに医師に連絡すること
- ②被災者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること
- ③被災者が意識を失っている場合は、119番に通報を行うこと
- ④被災者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向けにして心肺蘇生を行うこと



【回復体位】 横向きに寝かせて、できるだけ気道を広げた状態にします。膝を軽く曲げ、下側の腕は体の前に伸ばし、上側の腕を曲げて、その手の甲に顔をのせます。

■労働保険特別加入制度

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の危険有害業務に従事する家内労働者や補助者については、その作業の実態から見て一般の労働者に準じて保護することが適当と認められることから、労災保険に特別加入することができるようになっています。特別加入できるのは、以下の作業に従事する家内労働者又は補助者です。

- プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業
- 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの
- 有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの
- 粉じん作業又は鉛化合物を含有する塗料を用いて行う施塗若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施塗若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの
- 動力により駆動される糸糸機、燃糸機又は織機を使用して行う作業
- 木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの

■『家内労働手帳』の交付

家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に次の必要事項を記入した「家内労働手帳」を交付しなければならないと定めています。

〈基本委託条件の通知〉

- 家内労働者の氏名
- 委託者の氏名
- 営業所の名称・所在地
- 工賃の支払方法
- その他の委託条件 等

原材料等の引き渡し時までに

〈注文伝票〉

- 委託業務の内容
- 納入物品数
- 工賃単価
- 工賃の支払期日
- 納品の期日 等

原材料の受渡しのつど

〈受入伝票〉

- 受領年月日
- 工賃支払額

物品の受渡し、
工賃の支払いのつど

「家内労働手帳」は、法律で定める事項が記載されていれば、伝票形式以外の形式でもさしつかえありません。厚生労働省のホームページからモデル様式をダウンロードできます。

■危険物一覧

種別	名称
発火性の物品	赤りん、セルロイド類、炭化カルシウム(カーバイド)、りん化石灰、マグネシウム粉、アルミニウム粉
酸化性の物品	塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
引火性の物品	エーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトン、メチルアルコール、エチルアルコール、キシレン、酢酸アミル、灯油、軽油、テレピン油、イソアミルアルコール、酢酸その他の引火点が摂氏65度未満の物品
可燃性のガス	水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の摂氏15度、1気圧において気体である可燃性の物品

【備考】引火点の数値は、「タグ密閉式」、「ペンスキーマルテンス式」または「クリーブランド開放式」の引火点測定器により、1気圧のもとで測定した値とする。

家内労働について質問等がありましたら、
都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお気軽にご相談下さい。



都道府県労働局所在地一覧

都道府県	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	〒060-8566	北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
青森県	〒030-8558	青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4114
岩手県	〒020-8522	岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎	019-604-3008
宮城県	〒983-8585	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8841
秋田県	〒010-0951	秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-883-4266
山形県	〒990-8567	山形県山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル	023-624-8224
福島県	〒960-8021	福島県福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024-536-4604
茨城県	〒310-8511	茨城県水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6216
栃木県	〒320-0845	栃木県宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9109
群馬県	〒371-8567	群馬県前橋市大手町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル	027-210-5005
埼玉県	〒330-6016	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビル	048-600-6205
千葉県	〒260-8612	千葉県千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2328
東京都	〒102-8305	東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1614
神奈川県	〒231-8434	神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7354
新潟県	〒950-8625	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3504
富山県	〒930-8509	富山県富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076-432-2735
石川県	〒920-0024	石川県金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4425
福井県	〒910-8559	福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-2691
山梨県	〒400-8577	山梨県甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2854
長野県	〒380-8572	長野県長野市中御所1丁目22-1	026-223-0555
岐阜県	〒500-8723	岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	058-245-8104
静岡県	〒420-8639	静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	054-254-6315
愛知県	〒460-8507	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0258
三重県	〒514-8524	三重県津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎	059-226-2108
滋賀県	〒520-0057	滋賀県大津市御幸町6番6号	077-522-6654
京都府	〒604-0846	京都府京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3215
大阪府	〒540-8527	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6502
兵庫県	〒650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー	078-367-9154
奈良県	〒630-8570	奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0206
和歌山県	〒640-8581	和歌山県和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎	073-488-1152
鳥取県	〒680-8522	鳥取県鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1705
島根県	〒690-0841	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-31-1158
岡山県	〒700-8611	岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-225-2014
広島県	〒730-8538	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	082-221-9244
山口県	〒753-8510	山口県山口市市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0372
徳島県	〒770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088-652-9165
香川県	〒760-0019	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎	087-811-8919
愛媛県	〒790-8538	愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-935-5205
高知県	〒780-8548	高知県高知市南金田1番39	088-885-6024
福岡県	〒812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館	092-411-4578
佐賀県	〒840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7179
長崎県	〒850-0033	長崎県長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095-801-0033
熊本県	〒860-8514	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-355-3202
大分県	〒870-0037	大分県大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-3215
宮崎県	〒880-0805	宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8836
鹿児島県	〒892-8535	鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099-223-8278
沖縄県	〒900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎	098-868-3421



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。